ひょうご仕事と生活センター

中小企業育児・介護等離職者雇用採用決定者の離職前状況の確認書

採用決定者（対象労働者）　　　　　　　　　　　　　　　は、下表の項目「1.前勤務企業」等を「3.離職理由」により退職したことを確認しました。　なお、本件確認内容については事実と相違なく、本「確認書」に虚偽があった場合は、助成金の返還を直ちに行うことに同意します。 　　　年　　　　月　　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主兼確認者 | 住　　所肩　　書氏　　名 ㊞ |

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　容 |
| 1.前勤務企業等 | 住　　　所 |  |
| 企業名等 |  |
| 2.前勤務企業等の在職期間 | 　　　　年　　　　月　～　　　　　年　　　　月　（通算　　　年　　　か月） |
| 3.離職理由（該当番号に○） | ①結婚 ・ ②配偶者の転勤 ・ ③妊娠 ・ ④出産 ・ ⑤育児 ・ ⑥介護 |
| 該当の離職理由番号欄を記載する | ①結　婚 | 結婚年月日 | 　　　年　　　　月　　　　日 | 添付書類：戸籍抄本（写）等 |
| ②配偶者の転勤 | 配偶者の転勤による転居日 | 　　　年　　　　月　　　　日 | 添付書類：住民票（原本）（３か月以内発行原本） |
| 転居前 | 都道　　　　　　　　市区府県　　　　　　　　町村 | 転居後 | 都道　　　　　　　　市区府県　　　　　　　　町村 |
| ③妊　娠④出　産⑤育　児 | 第　　　　子 | 生　年　月　日 | 　　　年　　　月　　　日 | 添付書類：住民票（原本）　（３か月以内発行原本）又は母子手帳（写） |
| 第　　　　子 | 生　年　月　日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 第　　　　子 | 生　年　月　日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| ⑥介　護 | 介護従事期間 |  　　　年　　　月～　　　年　　　月 | 介護休業給付金の受給 | 無 ・ 有 | 有の場合の受給期間　　　年　　　月～　　　年　　　月 |
| 介護対象者の生　年　月　日 | 　　　年　　　月　　　日 | 対象労働者との続柄（注1）「対象家族」に限る) |  |
| 介護対象者の要介護状態（注２）と対象労働者の離職・再就職の理由と経緯 | 　　　年　　月 |  |
| 　年　　月 |  |
| 　　　年　　月 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 添付関係書類（注3） | ◎介護保険被保険者証（認定区分：要介護２以上）◎住民票記載事項証明書※介護対象者と対象労働者（採用決定者）とが家族であることが証明できるもの◎身体障害者手帳（写）（障害等級１級または２級）◎介護休業給付金の支給決定通知書　・介護休業申出書（介護休業期間中の賃金台帳等）等　◎（採用決定者の退職時前後の介護実績が証明できるもの） |

 (注1)、(注2)、（注3）の詳細は裏面参照。

(注1**)「対象家族」**とは、配偶者（事実上婚姻関係と同様の実情にある者を含む）、父母及び子、配偶者の父母をいう。

※これらの者に準ずる者として、従業員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。

（注2）**「要介護状態」**とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわた

り常時介護を必要とする状態をいう。

（注3）①介護の対象となった方が利用された介護施設・介護サービス等の利用を証明できるもの。

②介護の対象となった方が利用された医療施設等の利用を証明できるもの。

③介護対象家族の方の氏名、対象労働者との続柄、性別、生年月日等を証明できるもの。

④介護休業給付金を受けたことを証明できるもの。

**○「常時介護を必要とする状態」の確認**

「常時介護を必要とする状態」とは、次のア又はイのいずれかに該当する場合。

ア　介護保険制度の要介護状態区分において要介護２以上であること

イ 次の項目①から⑫のうち、状態２が２つ以上又は状態３が１つ以上該当し、かつその状態が継続すると認められること　→**次の「項目①から⑫」の「状態１～3」の該当する内容にマル印をつける。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 状態項目 | １（注１） | ２（注２） | ３ |
| ①座位保持（１０分間一人で座っていることができる） | ・自分で可 | ・支えてもらえればできる（注３） | ・できない |
| ②歩行（立ち止まらず、座り込まずに５ｍ程度歩くことができる） | ・つかまらないでできる | ・何かにつかまればできる | ・できない |
| ③移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作） | ・自分で可 | ・一部介助、見守り等が必要 | ・全面的介助が必要 |
| ④水分・食事摂取（注４） | ・自分で可 | ・一部介助、見守り等が必要 | ・全面的介助が必要 |
| ⑤排泄 | ・自分で可 | ・一部介助、見守り等が必要 | ・全面的介助が必要 |
| ⑥衣類の着脱 | ・自分で可 | ・一部介助、見守り等が必要 | ・全面的介助が必要 |
| ⑦意思の伝達 | ・できる | ・ときどきできない | ・できない |
| ⑧外出すると戻れない | ・ない | ・ときどきある | ・ほとんど毎回ある |
| ⑨物を壊したり衣類を破くことがある | ・ない | ・ときどきある | ・ほとんど毎日ある（注５） |
| ⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある | ・ない | ・ときどきある | ・ほとんど毎日ある |
| ⑪薬の内服 | ・自分で可 | ・一部介助、見守り等が必要 | ・全面的介助が必要 |
| ⑫日常の意思決定（注６） | ・できる | ・本人に関する重要な意思決定はできない（注７） | ・ほとんどできない |

（注１）各項目の１の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。

（注２）各項目の２の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

（注３）「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。

（注４）「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。

（注５） ⑨３の状態（「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」）には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。

（注６）「⑫日常の意思決定｣とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。

（注７）慣れ親しんだ日常生活に関する事項（見たいテレビ番組やその日の献立等）に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等（ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等）には、指示や支援を必要とすることをいう。